



しょうねんほう

### 少年法について知っておこう！

最近、SNSなどで募集されている闇バイトで詐欺や強盗などの重大な犯罪に少年が加担してしまったというニュースをよく見かけませんか？

罪を犯してしまった少年には、大人とは違って「少年法」という特別な法律が適用されます。そこで今回は、「少年法」について紹介していきます。



言われたとおりにすれば、簡単に稼げそうだ…！！

ちょっと待って！



### 少年法ってどんな法律？

少年法は、少年が健やかに成長するため、非行のある少年を矯正（社会に復帰できるようにすること）、保護することを目的として作られた法律です。

少年はまだ若く、大人と比べて、周囲の環境や働きかけによって変われる余地が大きいと考えられています。そこで、少年法は、大人と同じ刑罰や刑事手続にするのではなく、少年を矯正、保護するための特別な手続や取扱いを定めています。

### 少年法は、どんな人を対象にしているの？

少年法の「少年」とは…

20歳未満の人をいいます。

※性別は関係なく、少女も「少年」に含まれます。

そして以下の少年が少年法の対象になります。

- 犯罪少年：14歳以上で犯罪を犯した少年
- 触法少年：14歳未満で犯罪となりうる行為をした少年
- ぐ犯少年：犯罪を犯していないが、本人の性格や環境を考慮すると、将来犯罪などを犯す危険性のある少年

少年法は、あくまでも非行のある少年の矯正や保護を目的としているため、「触法少年」や「ぐ犯少年」といった法律上罪を犯していない少年も対象になっています。

※2022年に施行された少年法では、18歳・19歳で罪を犯した少年を新たに「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる、より厳しい取扱いがされることになりました。詳しくは、刑事編④で解説します。

## 少年と大人で、手続きはどのように違うの？

### ● 逮捕

映画やドラマで逮捕のシーンを見たことはありませんか？  
少年でも、**大人と同じように逮捕される**ことがあります。



### ● 勾留に代わる観護措置

身柄の拘束は心身ともに未成熟な少年に悪影響を与える可能性が高いため、身柄の拘束が必要な場合でも、少年には特別に「**勾留に代わる観護措置**」という**手続**が執られ、**少年鑑別所**という専門の施設に送られるのが原則です。



ただし、年齢等によっては、大人と同じ「**勾留**」という**身柄拘束の手続**が行われることもあります。

### ● 家庭裁判所への送致

少年事件は、犯罪の疑いがある限り、原則として全て**家庭裁判所に送致**され、家庭裁判所がその事件について判断をします。家庭裁判所には、裁判官だけでなく、少年の環境や性格を調査・判断するための専門スタッフがいるため、家庭裁判所が少年の取扱いについて判断することにしています。大人の場合には、検察官が裁判所に送致しない（起訴しない）と判断する事件もあるため、この点は少年と大人で大きく異なります。



### ● 審判

少年事件では、家庭裁判所に送致された事件全てについて審判が開始されるわけではなく、調査の結果、審判が必要であると家庭裁判所が判断した場合に審判が開かれます。映画やドラマで見るように、審判は裁判所の中で行われます。大人の事件と違って、**少年事件は非公開**です。裁判官は、少年に対し、非行に至った理由や反省の有無、今後どのように生活していくつもりかなどを質問します。裁判官は、このときの回答も踏まえて、少年の処分を考えます。



## 少年事件では、どんな処分があるの？

大人の事件では、<sup>ちようえき</sup>懲役、<sup>きんこ</sup>禁固や<sup>ばっきん</sup>罰金などの刑罰が科されますが、少年事件では、特定の場をを除いて、以下のような処分がされます。



①<sup>ほごかんさつ</sup>保護観察 ②<sup>じどうじりつしえんしせつ</sup>児童自立支援施設・<sup>じどうようごしせつそうち</sup>児童養護施設送致 ③<sup>しょうねんいんそうち</sup>少年院送致 ④<sup>けんさつかんそうち</sup>検察官送致

### ➤ ①保護観察

社会とのつながりを持ったまま、施設に収容することなく、保護観察官や保護司の支援のもとで、少年の更生を目指す制度です。この処分を受ける少年は、多くの場合、約束事（例えば、呼び出しがあったときには面接を受けることや学校に行ったり働いたりすることなど）を定められます。これを守らない場合には、より重い処分を受けることになる可能性があります。

### ➤ ②児童自立支援施設・児童養護施設送致

少年を児童自立支援施設または児童養護施設に送る処分です。いずれも職員と共に生活しながら開放的な環境で指導や支援を受けることとなる点で、③とは異なります。

### ➤ ③少年院送致

少年を少年院に収容するという処分です。少年院は、刑罰を科す成人の刑務所とは異なり、少年への教育や<sup>しゃかいふっきしえん</sup>社会復帰支援を行う施設です。

### ➤ ④検察官送致

一部の重大事件では、成人と同じ手続によって刑罰を科す方がよいこともあります。そのときには、少年事件であっても検察官に送られます。「<sup>ぎやくそう</sup>逆送」と呼ばれています。検察官に送られる場合には、成人と同じように裁判にかけられ、有罪と認められれば、刑罰が科されることとなります。

担当：佐藤 真澄、稲垣 尊仁、橋永 果南、若尾 和哉